

福岡県医発第 279号(地)

平成17年5月2日



各医師会長 殿

各看護学校長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の改正について

標記の件につきまして、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」が一部改正され、厚生労働省より各都道府県知事宛に通知された旨別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

今回の主な改正点は、看護師等養成所への外国人留学生の受入れに関するものと、専任教員数の経過措置規定に関するものであります。

つきましては、貴会並びに貴校におかれましても、本件につきましてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





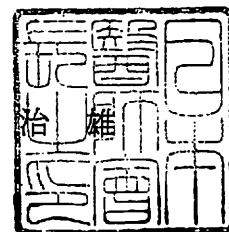
日医発第64号(地I19)

平成17年4月20日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

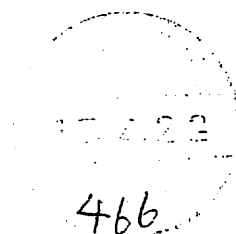
さて今般、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」が一部改正され、各都道府県知事宛通知されましたので、ご連絡申し上げます。

主な改正点は、看護師等養成所への外国人留学生の受入れに関するものと、専任教員数の経過措置規定に関するものであります。

まず外国人留学生の受入れに関しては、従来通知で示されておりましたが、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」を踏まえてその基準を見直すとともに、指導要領で新たに規定されることとなりました。具体的には、これまでは留学生の受入れ人数は総定員の3%以内でかつ5名以内とされていたものが、改正により1学年定員の10%以内となったこと、指定規則に定める専任教員に加えて留学生5人に対し1人の割合で担当の専任教員を置くこと等が規定されております。

専任教員数に関しては、2年課程及び小規模・へき地等の准看護師養成所の増加分の教員について、経過措置として平成16年3月31日までに確保することとされておりましたが、この期限経過により削除するものであります。

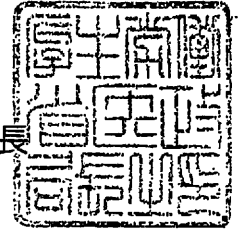
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下看護師等養成所への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発第 0412003 号
平成 17 年 4 月 12 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知いたしましたので、御了知
いただくとともに、関係機関への御周知方お願いいたします。



医政発第 0330006 号

平成 17 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の改正について

外国人留学生の看護師等養成所への入学者数等については、平成 6 年 2 月 23 日付け健政発第 145 号により通知していたところであるが、今般、平成 16 年 3 月 19 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 力年計画」を踏まえ、その基準を見直し、外国人留学生の適切な受入れを図る観点から、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」(平成 13 年 1 月 5 日付け健政発第 5 号本職通知。以下「指導要領」という。)に位置づけることとした。それを含め、併せて下記について別添のとおり指導要領を改正することとしたので、貴管下養成所に周知するとともに、運営に関してはこれに基づき指導方よろしく願います。

なお、平成 6 年 2 月 23 日付け健政発第 145 号「外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る留意事項について」は廃止する。

記

- 1 外国人留学生の受入れ要件の規定
- 2 国立保健医療科学院の教員養成の廃止に伴う文言の整理
- 3 専任教員数の経過期間の終了に伴う文言の整理
- 4 看護師養成所 2 年課程（通信制）の実習施設の拡大

看護師等養成所の運営に関する指導要領

改 定 案	現 行
保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和233年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第1 課程の定義等 略 第2 学則に関する事項 略 第3 学生に関する事項 1～4 略 5 外国人の留学生の受入れ <u>（1）看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、1学年定員の10%以内であること。</u> <u>（2）当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。</u> <u>（3）留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</u> <u>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</u> <u>イ 奨学金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</u> <u>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</u> <u>エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。</u> <u>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。</u> <u>また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許可は受けることができないこと。</u> 第4 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 （1）保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ア 保健師として5年以上業務に従事した者 イ （ア）から（ウ）までのいずれかの研修（以下「専	保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和233年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第1 課程の定義等 略 第2 学則に関する事項 略 第3 学生に関する事項 1～4 略 第4 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 （1）保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ア 保健師として5年以上業務に従事した者 イ （ア）から（ウ）までのいずれかの研修（以下「専

任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)

(2)～(6) 略

(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程(定時制)にあつては8人以上(当分の間、6人以上)、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあつては7人以上(当分の間、5人以上)、准看護師養成所にあつては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所(3年課程、3年課程(定時制)及び2年課程(定時制))にあつては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を別途に1人、増員すること、また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を別途に1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあつては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を別途に1人増員することが望ましいこと。

任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 国立保健医療科学院の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)

(ウ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(2)～(6) 略

(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程(定時制)にあつては8人以上(当分の間、6人以上)、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあつては7人以上(当分の間、5人以上)、准看護師養成所にあつては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。なお、既に指定を受けている看護師養成所2年課程であつて、増加分の教員の確保が困難な場合は平成16年3月31日までの経過期間中に確保すること。

また、既に指定を受けている准看護師養成所であつて、次のア又はイを満たすものについては、増加分の教員の確保が困難な場合は、平成16年3月31日までの経過期間中に確保すること。

ア 入所定員が20人以下であるもの

イ 人口5万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域に所在するもの

(ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

(イ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地

(ウ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村

(エ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所(3年課程、3年課程(定時制)及び2年課程(定時制))にあつては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を別途に1人、増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を別途に1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあつては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を別途に1人増員することが望ましいこと。

(9)～(11) 略 2～4 略 第5 教育に関する事項 略 第6 施設設備に関する事項 略 第7 実習施設等に関する事項 1～3 略 4 看護師養成所 (1)～(5) 略 (6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。 5 准看護師養成所 略 第8 管理及び維持経営に関する事項 略 (別表 略)	(9)～(11) 略 2～4 略 第5 教育に関する事項 略 第6 施設設備に関する事項 略 第7 実習施設等に関する事項 1～3 略 4 看護師養成所 (1)～(5) 略 (6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師養成所の実習施設として承認を受けている病院を選定すること。 5 准看護師養成所 略 第8 管理及び維持経営に関する事項 略 (別表 略)
--	---

別添

看護師等養成所の運営に関する指導要領

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 課程の定義等

この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。

- (1)「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。
- (2)「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、定時制により4年間の教育を行うものをいう。
- (3)「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。
- (4)「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。
- (5)「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。

なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。

第2 学則に関する事項

- 1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあつては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 養成所名（二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制））に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併

せて教授する教育課程（以下「統合カリキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）

（５）課程名（看護師養成所に限る。）

（６）定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあつては、１学年の入学定員及び総定員）及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項

（７）修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項

（８）教育課程及び単位数（准看護師養成所にあつては、時間数）に関する事項

（９）成績の評価及び単位の認定に関する事項

（１０）大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項

（１１）入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

（１２）教職員の組織に関する事項

（１３）運営を行うための会議に関する事項

（１４）学生の健康管理に関する事項

（１５）授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項

３ 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

第３ 学生に関する事項

１ 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

（１）保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

（２）看護師養成所

ア ３年課程及び３年課程（定時制）にあつては、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５６条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

（ア）高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

（イ）学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第６９条第４号に該当する者にあつては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

（ウ）（ア）又は（イ）以外の者で、学校教育法第５６条に該当するものにあつては、それを証明する書類

イ ２年課程及び２年課程（定時制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後３年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類

(ア) 准看護師免許証の写し

なお、准看護師免許を受けることができる者であって入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあつては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。

(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあつては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年（36か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 2年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類

(ア) 准看護師免許証の写し

(イ) 准看護師として10年（120か月）以上業務に従事した旨の就業証明書

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年（120か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(3) 准看護師養成所

学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類

ア 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書

ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあつては、それを証明する書類

2 入学の選考

(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。

(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）によって入学を制限しないこと。

- (3) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。

3 卒業の認定

- (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(2年課程(通信制)を除く。)

4 学生に対する指導等

- (1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- (2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。
- (3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。

5 外国人の留学生の受入れ

- (1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。
- (2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。
- (3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。

ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。

エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。

オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許可は受けることができないこと。

第4 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

- (1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア) から(ウ) までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものを含む。）

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

- (2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。
- (6) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
- (7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては8人以上（当分の間、6人以上）、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては7人以上（当分の間、5人以上）、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。
- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）及び2年課程（定時制））にあつては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を目途に1人、増員すること、また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を目途に1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を目途に1人増員することが望ましいこと。
- (9) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。（2年課程（通信制）を除く。）

また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

- (10) 教務主任となることのできる者は、(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。

2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)、(2)、(3)又は(4)に

該当する者であること。

4 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

第5 教育に関する事項

1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別表3-2、准看護師養成所にあつては別表4のとおりであること。

2 履修時間数等

(1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、21単位以上で、675時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、22単位以上で、720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、基礎分野13単位以上で360時間以上、専門基礎分野21単位以上で510時間以上、専門分野36単位以上で990時間以上及び臨地実習23単位以上で1035時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、基礎分野については3-（1）に定める基本的計算方法によらず7単位以上で315時間以上、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習についてはそれぞれ14単位以上で315時間以上、25単位以上で750時間以上及び16単位以上で720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実

習等を行うようにすること。

3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）、2年課程及び2年課程（定時制））

(ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所2年課程（通信制）

(ア) 通信学習による授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内

容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

- (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程（通信制）にあつては、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシェント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

- (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

- (3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。

5 統合カリキュラム

(1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第56条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

(2) 留意点

- ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。
- イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。
- ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

(3) 教育の内容等

- ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。
- イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

(4) その他の基準

- ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。
- イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあつては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のとおり増員することが望ましいこと。
- ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用してよいこと。

第6 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮する

こと。

2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合についてはこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合

- (2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあっても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。

- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

- (4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとするのが望ましいこと。

- (5) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあつては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができること。

- (6) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。

3 保健師養成所

- (1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

- (2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

4 助産師養成所

- (1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

- (2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、

実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる施設を確保することが望ましいこと。

5 看護師養成所

(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

6 准看護師養成所

(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、保健師養成所にあっては別表7に、助産師養成所にあっては別表8に、看護師養成所にあっては別表9に、准看護師養成所にあっては別表10に、それぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。

(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第7 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

(2) 実習施設において実習指導者を確保することができない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。

(3) 看護師養成所における在宅看護論の実習については、利用者の看護計画を立

てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。

2 保健師養成所

(1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。

- ア 業務指針が作成され、活用されていること。
- イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
- ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
- エ 学生の指導を担当できるよう適当な実習指導者が定められていること。
- オ 地域看護活動が適正に行われていること。
- カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

3 助産師養成所

(1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。

- ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。
- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
- ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。
- エ 外来、産科棟には学生の指導を担当できるよう適当な助産師の実習指導者が定められていること。
- オ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

4 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所その他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
- イ 看護組織が明確に定められていること。
- ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。
- エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。

カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)ーイからカまでと同様とすること。

(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。

(5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。

ア 複数の訪問看護専任者がいること。

イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。

(6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

5 准看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。

イ 看護組織が明確に定められていること。

ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。

エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。

カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)ーイからカまでと同様とすることが望ましいこと。

(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。

ア 看護手順が作成され、活用されていること。

イ 看護師が配置されていること。

(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。

第8 管理及び維持経営に関する事項

- 1 養成所の運営に係る職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
- 2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。
- 3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。
- 4 2年課程（通信制）については専任の事務職員を適当数確保すること。

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	人々の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中でとらえることができる能力を養うとともに、これらの人々を援助する能力を養う。
2)	地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図るため健康学習や自主・自助グループ活動を実施し、また社会資源を活用できるよう支援する能力を養う。
3)	地域に顕在している健康問題を把握するとともに、潜在している健康問題を予測し、それらの問題を組織的に解決する能力を養う。
4)	保健・医療・福祉行政の基礎的知識を踏まえ、地域の健康問題の解決に必要な社会資源の開発や保健・医療・福祉サービスを評価し調整する能力を養う。

教育内容	単位数	留 意 点
地域看護学 地域看護学概論	3	公衆衛生看護及び継続看護の基本理念と目標を学び、地域における看護活動の基本的知識及び考え方、地域を基盤とした予防の考え方及び行政的対応について学ぶ内容とする。 健康のとらえ方においては社会的条件(偏見や生活習慣等を含む。)との関連を強化した内容とし、援助のとらえ方においては地域住民の主体性を尊重した内容とする。
地域看護活動論	9	地区活動論、家族相談援助論、健康教育論を統合し、地域における看護活動を展開するために必要な方法及び技術を学ぶ内容とする。 保健指導論、健康管理論を統合し、健康の保持増進及び疾病・障害別に、予防、発生、回復及び改善に対応した援助方法と地域活動の展開方法及び技術について学ぶ内容とする。 地域看護活動計画の作成過程等を含む内容とする。
疫学・保健統計	4	公衆衛生学の基盤である疫学・保健統計(情報処理を含む。)を従来よりも強化し、疫学調査と保健活動における統計の技術について学ぶ内容とする。
保健福祉行政論	2	看護のコーディネーション能力を強化するため、保健福祉の法的基及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。
臨地実習 地域看護学実習	3	地域看護学だけでなく、疫学・保健統計及び保健福祉行政論で学んだ知識を含めた実習とする。
総 計	21	675時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児がスムーズに行えるよう援助できる能力を養う。
2)	女性の一生における性と生殖をめぐる健康問題について、相談・教育・援助活動ができる能力を養う。
3)	安心して子どもを産み育てるために、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。

教育内容	単位数	留 意 点
基礎助産学	6	女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて援助する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 助産学概論、生命倫理、性と生殖の形態・機能、母性に関する心理・社会学、乳幼児の成長発達等を含む内容とする。 母性の心理・社会学に加え、父性を含む家族の心理・社会学的側面を強化した内容とする。
助産診断・技術学	6	助産過程の展開に必要な診断の技術を修得させ、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。 助産師として必要な相談技術、特に心理面の対応の技術を強化する内容とする。
地域母子保健	1	助産師として地域の母子保健を推進するための基礎的知識を学ぶ内容とする。
助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。
臨地実習 助産学実習	8	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。
総計	22	720時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等（3年課程、3年課程（定時制））

教育の基本的考え方	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。 2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を实践できる基礎的能力を養う。 4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を实践できる基礎的能力を養う。 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を实践するための基礎的能力を養う。 6) 人々が社会資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。	

	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	人間と人間生活の理解		
	小 計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。 人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。 従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。
	社会保障制度と生活者の健康	6	
	小 計	21	
専門分野	基礎看護学	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネジメントができる能力を養えるような内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 在宅看護論では、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。
	在宅看護論	4	

成人看護学	6	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。 特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本についても学ぶ内容とする。 精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
老年看護学	4	
小児看護学	4	
母性看護学	4	
精神看護学	4	
小 計	3 6	
臨地実習 基礎看護学	3	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産じょく婦、精神障害者のいずれでもよい。
在宅看護論	2	
成人看護学	8	
老年看護学	4	
小児看護学	2	
母性看護学	2	
精神看護学	2	
小 計	2 3	
総 計	9 3	2, 8 9 5 時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

教育の基本的考え方	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。 2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。 6) 人々が社会的資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。	

	教育内容	2年課程 (定時制)	2年課程（通信制）		留 意 点
		単位数	通信学習		
			単位数	備 考	
基礎分野	科学的思考の 基盤	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	人間と人間生活の理解				
	小 計	7	7		
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験を課すことを標準として、達成度を確認すること。	准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。 人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。 従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。
	社会保障制度と生活者の健康	4	4		
	小計 14	14	14		

専門分野	基礎看護学	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験を課すことを標準として、達成度を確認すること。		各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネージメントができる能力を養えるような内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 准看護師で学んだ内容を踏まえ、問題解決能力を強化する。 在宅看護論では、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅看護の対象は高齢者が多い現状を踏まえ、在宅看護論と老年看護学を相補うように内容を組み立て、効果的な学習ができるよう考慮する。 各看護学においては、准看護師で学んだ疾病・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。 特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本についても学ぶ内容とする。 精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。	
	在宅看護論	3	3				
	成人看護学	3	3				
	老年看護学	3	3				
	小児看護学	3	3				
	母性看護学	3	3				
	精神看護学	3	3				
小 計	25	25					
臨地実習		紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。	
		単位数	備 考	単位数	備 考		
	基礎看護学	3	2	3事例程度	1	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日	在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊娠および産後、精神障害者のいずれでもよい。 2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院見学実習、面接授業で代える。
	在宅看護論	2	1	3事例程度	1		
	成人看護学	3	2	3事例程度	1		
	老年看護学	2	1	3事例程度	1		
	小児看護学	2	1	3事例程度	1		
	母性看護学	2	1	3事例程度	1		
	精神看護学	2	1	3事例程度	1		
	小 計	16	9	21事例程度	7		
		16					
総 計	62	62				2,100時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方		
1) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。 2) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。		

	教育内容	時間数	留意点
基礎科目	国語	35	文学、生物、化学、現代社会、カウンセリングなど新たに科目を設定したり、国語、外国語の時間を増やしたりするなど、各養成所において独自に編成する。
	外国語	35	
	その他	35	
	小計	105	
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	105	人体の仕組みと働きや疾病の成り立ちの概要及び疾病の回復に必要な薬物や栄養等を理解し、的確な観察や安全な援助ができるための基礎的な内容とする。
	食生活と栄養	35	
	薬物と看護	35	患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。
	疾病の成り立ち	70	
	感染と予防	35	
	看護と倫理	35	
	患者の心理	35	人間の生活や疾病・障害を有する人々の心を理解し、対象者とのコミュニケーションの基盤となるような内容とする。
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35	
	小計	385	保健医療福祉制度における准看護師の役割を知り、他の医療従事者と協調できる能力を養える内容とする。
専門科目	基礎看護		看護の各領域に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。特に、看護技術については、その根拠を理解し、患者の状態に応じて正確に安全・安楽に行うことができる内容とする。さらに、患者の状態や変化を適切に報告し、記録できる能力を養える内容とする。
	看護概論	35	
	基礎看護技術	210	
	臨床看護概論	70	
	成人看護	210	看護の各領域における対象について理解し、それらに対する看護の概要について学ぶこととする。
	老年看護		
	母子看護	70	
	精神看護	70	特に、精神看護は、精神障害時の看護を理解できる内容とする。
	小計	665	
	臨地実習		各科目で学んだ療養上の世話と診療の補助を中心に体験させ、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得できる内容とする。

	基礎看護	210	
	成人看護	385	
	老年看護		
	母子看護	70	
	精神看護	70	
	小 計	735	
	総 計	1,890	

別表5 教育内容と留意点等（保健師・看護師統合カリキュラム）

	教育内容	単位数	留 意 点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	1 3	
	小 計	1 3	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	1 5	保健福祉行政論を含むものとし、看護のコーディネーションの能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。 公衆衛生学の基盤である疫学・保健統計(情報処理を含む。)の基礎を学び、地域における看護活動に必要な調査及び統計の技術について学ぶ内容とする。
	健康現象の疫学と統計	4	
	小 計	2 6	
専門分野	基礎看護学	1 0	地域看護学では、市町村及び保健所を中心とした保健予防活動に焦点をおいた公衆衛生看護学と、在宅療養者に焦点をおいた在宅看護論を統合的に学ぶ内容とする。
	地域看護学	1 4	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	小計	4 6	
	臨地実習		
	基礎看護学	3	
	地域看護学	5	
	成人看護学	8	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	小計	2 6	
	総計	1 1 1	3, 4 8 0時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表6 教育内容と留意点等（助産師・看護師統合カリキュラム）

	教育内容	単位数	留 意 点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13	
	小 計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	15 6	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	小 計	21	
専門分野	基礎看護学	10	地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での看護の基礎を学ぶとともに、地域の母子保健を推進するための基礎を学ぶ内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	地域看護学	5	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	6	
	助産管理	1	
	小 計	49	
専門分野	臨地実習		
	基礎看護学	3	
	地域看護学	3	
	成人看護学	8	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	助産学	7	
	小 計	31	
	総 計	114	3,495時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表7 機械器具、標本、模型及び図書（保健師養成所）

品 目	数 量
家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式（成人・小児用）	学生5人に1
リネン類（各種）	適当数
清拭用具一式	学生5人に1
簡易浴槽	学生5人に1
排泄用具一式	学生5人に1
機能訓練用具	各々学生5人に1
車椅子（各種）	
歩行器（各種）	
自助具（各種）	
在宅ケア保健指導用具	
診察用具一式	学生5人に1
酸素吸入装置	1
経管栄養用具一式	学生5人に1
浣腸用具一式（各種）	学生5人に1
人工肛門処置用具一式（各種）	学生5人に1
導尿用具一式	学生5人に1
膀胱洗浄用具一式	学生5人に1
予防接種用具一式	学生5人に1
煮沸消毒器	適当数
小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式（沐浴用人形、沐浴槽等）	学生5人に1
調乳指導用具一式	学生5人に1
離乳食指導用具一式	学生5人に1
育児用品一式（発達段階別）	学生5人に1
歯科指導用具一式	学生5人に1
乳幼児発達検査用具	学生2人に1
母性保健指導用具	
出産準備用具	学生5人に1
家族計画指導用具	学生5人に1
乳房腫瘍触診人形	学生10人に1
成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式（塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計等）	各々学生5人に1
健康増進関連機器	各々適当数
握力計	
肺活量計	
背筋力計	
体脂肪計	
エルゴメーター	
検査用器具	
血圧計	学生5人に1
聴診器	学生5人に1
採尿・採血用具一式	学生5人に1
検眼用具一式	学生5人に1
ポータブル心電計	適当数
計測用器具	各々1
体重計（成人・小児用）	
身長計（成人・小児用）	
産業保健指導用環境測定器	各々適当数

照度計	
騒音計	
粉塵計	
疲労測定器	
水質検査用機器	
各種模型	
実習用モデル人形	学生 5 人に 1
乳房マッサージ訓練モデル	学生 5 人に 1
人工呼吸訓練人形	適当数
胎児発育順序模型	適当数
受胎調節指導用具一式	学生 5 人に 1
栄養指導用フードモデル (各種)	適当数
保健指導用パネル	適当数
視聴覚教材	
VTR 装置一式	1
ビデオカメラ	適当数
教材用ビデオテープ	適当数
スライド映写機	適当数
カメラ	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	適当数
ラジオカセットテープレコーダー	適当数
携帯用カセットテープレコーダー	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
シャーカステン	1
複写機	1
印刷機	1
図書	
保健師教育に関する図書	1, 500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上

別表 8 機械器具、標本、模型及び図書（助産師養成所）

品 目	数 量
分娩台	2
分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1
分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1
器械台、ベースン、カスト、カスト台、点滴用スタンド等	各々適当数
ファントム	学生 10 人に 3
沐浴用具	各々学生 4 人に 1
沐浴用トレイ	
沐浴槽	
沐浴用人形	
新生児用衣類	
トラウベ式桿状聴診器	学生 2 人に 1
ドップラー	2
妊娠暦速算器	学生 4 人に 1
診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2
保育器	1
新生児処置台	1
リネン類（各種）	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1
計測用器具	各々適当数
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、骨盤内計測器、骨盤傾角測定器、	
恥骨角度計、児頭計測器、胎盤計測器等	
手術用器具	
子宮内容清掃用具一式	1
吸引娩出器	1
産科鉗子	適当数
縫合用具一式（持針器、針等）	学生 4 人に 1
新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1
酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	各々適当数
浣腸用具一式	
導尿用具一式	
調乳用具一式	適当数
離乳食調理用具一式	適当数
栄養指導用フードモデル（各種）	適当数
実習モデル人形	各々学生 10 人に 1
気管内挿管訓練人形（新生児用）	
妊婦腹部触診モデル人形	
新生児人工蘇生人形	
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型	
乳房解剖模型	2
骨盤底筋肉模型	2
骨盤径線模型	2
子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数
骨盤模型	2
胎児発育順序模型	2

ベッサリー指導模型	学生4人に1
受胎調節指導用具一式	学生4人に1
プレストシールド	適当数
視聴覚教材	
VTR装置一式	1
ビデオカメラ	適当数
教材用ビデオテープ	適当数
スライド映写機	適当数
カメラ	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	適当数
ラジオカセットテープレコーダー	適当数
携帯用カセットテープレコーダー	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
シャーカステン	1
複写機	1
印刷機	1
図書	
助産師教育に関する図書	1, 500冊以上
学術雑誌	20種類以上

別表 9 機械器具、標本、模型及び図書（看護師養成所）

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド（ギャッジベッド、高さ 30cm を含む。）	学生 4 人に 1
小児用ベッド	2
新生児用ベッド	2
床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	ベッド数
診察台、椅子	各々 1
患者用移送車（ストレッチャー）	1
担架	1
布団一式	2
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生 10 人に 1
注射訓練モデル	1
気管内挿管訓練モデル	1
救急蘇生人形	1
導尿訓練モデル	2
浣腸訓練モデル	2
乳房マッサージ訓練モデル	1
沐浴用人形	学生 4 人に 1
ファントム	1
看護用具等	
洗髪車	1
清拭車	1
沐浴槽	学生 4 人に 1
排泄用具一式（各種）	適当数
処置用具等	
包交車	1
診察用具一式	1
計測器一式	1
救急処置用器材一式（人工呼吸器含む。）	1
注射用具一式（各種）	適当数
経管栄養用具一式	1
浣腸用具一式（各種）	適当数
洗浄用具一式（各種）	適当数
シャーカステン	1
処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置	1
吸入器	1
吸引装置	1
心電計	1
煮沸消毒器	1
消毒缶（各種）	適当数
手術用手洗用具一式（各種）	適当数
小手術用機械器具一式	1
整形外科用器具一式（各種）	適当数
機能訓練用具	
車椅子（各種）	適当数
歩行補助具（各種）	適当数
自助具（各種）	適当数
在宅看護用具	

手すり付き家庭用風呂	1
台所設備一式	1
車椅子用トイレ	1
低ベッド（家庭用）	1
リネン類（各種）	適当数
標本及び模型	各々 1
人体解剖	
人体骨格	
血液循環系統	
頭骨分解	
心臓解剖	
呼吸器	
消化器	
脳及び神経系	
筋肉	
皮膚裁断	
目、耳の構造	
歯の構造	
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	
腎臓及び泌尿器系	
骨盤径線	
妊娠子宮	
胎児発育順序	
受胎原理	
栄養指導用フードモデル（各種）	適当数
視聴覚教材	
VTR 装置一式	1
ビデオカメラ	適当数
教材用ビデオテープ	適当数
スライド映写機	適当数
カメラ	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	適当数
ラジオカセットテープレコーダー	適当数
携帯用カセットテープレコーダー	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機	1
印刷機	1
図書	
基礎分野に関する図書	1, 000冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1, 500冊以上
学術雑誌	20種類以上

別表10 機械器具、標本、模型及び図書（准看護師養成所）

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド（ギャッジベッド、高さ 30cm を含む。）	学生 4 人に 1
小児用ベッド	1
新生児用ベッド	1
床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	ベッド数
診察台、椅子	各々 1
患者用移送車（ストレッチャー）	1
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	1
救急蘇生人形	1
導尿訓練モデル	1
浣腸訓練モデル	1
沐浴用人形	2
看護用具等	
洗髪車	1
清拭車	1
沐浴槽	2
排泄用具一式（各種）	適当数
処置用具等	
包交車	1
診察用具一式	1
計測器一式	1
救急処置用器材一式（人工呼吸器除く。）	1
注射用具一式（各種）	適当数
経管栄養用具一式	1
浣腸用具一式（各種）	適当数
洗浄用具一式（各種）	適当数
処置台又はワゴン	2
酸素吸入装置	1
吸入器	1
吸引装置	1
煮沸消毒器	1
消毒缶（各種）	適当数
手術用手洗用具一式（各種）	適当数
小手術用機械器具一式	適当数
機能訓練用具	
車椅子（各種）	適当数
歩行補助具（各種）	適当数
自助具（各種）	適当数
リネン類（各種）	適当数
標本及び模型	各々 1
人体解剖	
人体骨格	
血液循環系統	
頭骨分解	
呼吸器	
消化器	
筋肉	

妊娠子宮	
胎児発育機序	
視聴覚教材	1
VTR 装置一式	適当数
教材用ビデオテープ	適当数
スライド映写機	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	
その他	1
複写機	1
印刷機	
図書	
基礎科目に関する図書	500冊以上
専門基礎科目及び専門科目に関する図書	1,000冊以上
学術雑誌	10種類以上